

生食発 0630 第 1 号
令和 2 年 6 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 251 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬アメトクトラジン、動物用医薬品キシラジン、農薬ピカルブトラゾクス、農薬ピリダリル、農薬ピロキサスルホン、農薬プロチオコナゾール及び農薬ペンチオピラドについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第 2 適用期日

1 残留基準値関係

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
ピカルブトラゾクス	だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、たまねぎ、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実及びメロン類果実（果皮を含む。）
ピリダリル	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実及びメロン類果実（果皮を含む。）
プロチオコナゾール	牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ペンチオピラド	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）

2 規制対象関係

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するアメトクトラジンとは、農産物にあつてはアメトクトラジンのみをいい、畜産物にあつてはアメトクトラジン、代謝物 B【4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸】をアメトクトラジンに換算したもの及び代謝物 G【6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ヘキサン酸】をアメトクトラジンに換算したものの和をいうこと。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回、アメトクトラジンの残留基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根又は根茎をいうこと。

- (4) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているアメトクトラジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (5) 「干しぶどう」に設定されているアメトクトラジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (6) 今回残留基準値を設定するキシラジンとは、キシラジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物 B 【*tert*-ブチル-(6-[(*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバマート】の和をいうこと。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定するピリダリルとは、ピリダリルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 今回残留基準値を設定するピロキサスルホンとは、ピロキサスルホンのみとすること。
- (10) 今回、ピロキサスルホンの残留基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根又は根茎をいうこと。
- (11) 今回残留基準値を設定するプロチオコナゾールとは、代謝物 M17 【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものをいうこと。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあつてはプロチオコナゾール及び代謝物 M17 【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつては代謝物 M17 及びその抱合体をプロチオコナゾールに換算したものの和とすること。
- (12) 今回残留基準値を設定するペンチオピラドとは、農産物にあつてはペンチオピラドのみをいい、畜産物にあつてはペンチオピラド及び代謝物 PAM 【1-メチル-3-トリフルオロメチル-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド】をペンチオピラドに換算したものの和をいうこと。なお、今回の改正に当た

り、残留の規制対象に変更はないこと。

- (13) 「小麦はい芽」及び「小麦ふすま」に設定されているペンチオピラドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「小麦はい芽」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (14) 「とうもろこし粉」及び「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているペンチオピラドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「とうもろこし粉」及び「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「とうもろこし」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (15) 「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているペンチオピラドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「らっかせい」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (16) 「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているペンチオピラドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「なたね」の残留基準値への適・不適を確認す

ること。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬アメトクトラジン、農薬ピカルブトラゾクス、農薬ピリダリル、農薬ピロキサスルホン及び農薬ペンチオピラドに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬アメトクトラジン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.4	
小豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
その他のいも類	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50	50
かぶ類の葉	50	50
クレソン	50	50
はくさい	50	50
キャベツ	9	9
芽キャベツ	9	9
ケール	50	50
こまつな	50	50
きょうな	50	50
チンゲンサイ	50	50
カリフラワー	9	9
ブロッコリー	9	9
その他のあぶらな科野菜	50	50
チコリ	50	50
エンダイブ	50	50
しゅんぎく	50	50
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	50	50
その他のきく科野菜	50	50
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	20	20
にんにく	2	2
にら	20	20
その他のゆり科野菜	20	20
パセリ	40	40
セロリ	40	40
その他のせり科野菜	40	40
トマト	5	5
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	50	50
きゅうり（ガーキンを含む。）	3	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	3	3
しろうり	3	3
すいか（果皮を含む。）	○ 3	

農薬アメトクトラジン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 3	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 3	
その他のうり科野菜	50	50
ほうれんそう	50	50
オクラ	2	2
しょうが	0.05	0.05
しいたけ	2	2
その他のきのこ類	2	2
その他の野菜	50	50
ぶどう	25	25
その他の果実	2	2
ホップ	○ 100	30
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	0.05	0.05
その他のハーブ	40	40
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
とうがらし（乾燥させたもの）		15
干しぶどう		85

動物用医薬品キシラジン（鎮静剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02

動物用医薬品キシラジン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.02	0.02

農薬ピカルブトラゾクス（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	0.01
てんさい	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.08	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 15	10
はくさい	2	2
キャベツ	○ 3	2
ケール	○ 15	
こまつな	○ 15	
きょうな	○ 10	
チンゲンサイ	○ 15	
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 30	15
たまねぎ	● 0.03	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	○ 3	
トマト	2	2
ピーマン	○ 1	
なす	○ 0.5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.4	0.5
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.4	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	
ほうれんそう	○ 30	15
しょうが	2	2
その他のハーブ	15	15

農薬ピリダリル（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
そば	5	5
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	15	15
はくさい	1	1
キャベツ	0.2	0.2
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	25	25
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	0.3	0.3
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	15	15
ごぼう	○ 0.05	
しゅんぎく	25	25
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 30	20
その他のきく科野菜	○ 15	5
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
にら	○ 30	20
アスパラガス	3	3
にんじん	0.3	0.3
セロリ	15	15
トマト	5	5
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.3	

農薬ピリダリル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9	
その他のうり科野菜	0.7	0.7
ほうれんそう	40	40
オクラ	3	3
しょうが	0.2	0.2
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
いちご	5	5
その他のハーブ	30	30
魚介類	○ 0.3	0.2

農薬ピロキサスルホン（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.01	
とうもろこし	0.01	
その他の穀類	0.01	
大豆	0.01	
小豆類	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
らっかせい	0.01	
その他の豆類	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いものをいう。）	0.01	
その他のいも類	0.01	
その他のきく科野菜	○ 0.07	
たまねぎ	0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	0.01	
にんにく	0.01	
にら	0.01	
わけぎ	0.01	
その他のゆり科野菜	0.01	
セロリ	○ 0.07	

農薬ピロキサスルホン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜	0.01	
しょうが	0.01	
えだまめ	0.01	
その他の野菜	○ 0.07	
ひまわりの種子	○ 0.02	
べにばなの種子	○ 0.02	
綿実	○ 0.02	
その他のオイルシード	○ 0.02	
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	0.01	
その他のハーブ	○ 0.07	

農薬プロチオコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.4	0.4
大麦	0.4	0.4
ライ麦	0.4	0.4
とうもろこし	0.4	0.4
そば	0.4	0.4
その他の穀類	0.4	0.4
大豆	0.2	0.2
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
てんさい	0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.2	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.2	
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ブルーベリー	2	2
クランベリー	0.2	0.2
ハックルベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
綿実	○ 0.4	

農薬プロチオコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なたね	0.2	0.2
その他のスパイス	○ 2	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	● 0.02	0.05
豚の脂肪	● 0.02	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.05
牛の肝臓	● 0.3	0.6
豚の肝臓	● 0.3	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.3	0.6
牛の腎臓	● 0.3	0.6
豚の腎臓	● 0.3	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.3	0.6
牛の食用部分	● 0.3	0.6
豚の食用部分	● 0.3	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.3	0.6
乳	0.004	0.004
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	○ 0.1	
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	
鶏の腎臓	○ 0.1	
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	
鶏の食用部分	○ 0.1	
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	
鶏の卵	● 0.006	
その他の家きんの卵	● 0.006	

農薬ペンチオピラド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後）	残留基準値 （改正前）
	ppm	ppm
小麦	○ 0.3	0.2
大麦	0.2	0.2
ライ麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.02	0.02
そば	0.2	0.2
その他の穀類	0.8	0.8
大豆	0.4	0.4
小豆類	0.4	0.4
えんどう	0.4	0.4
そら豆	0.4	0.4
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.4	0.4
ばれいしょ	0.06	0.06
さといも類（やつがしらを含む。）	0.06	0.06
かんしょ	0.06	0.06
やまいも（長いもをいう。）	0.06	0.06
その他のいも類	0.06	0.06
てんさい	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	30	30
かぶ類の葉	50	50
クレソン	30	30
はくさい	30	30
キャベツ	5	5
芽キャベツ	5	5
ケール	50	50
こまつな	50	50
きょうな	50	50
チンゲンサイ	50	50
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	50	50
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 40	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.7	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	4	4
にら	20	20

農薬ペンチオピラド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	4	
ネクタリン	4	4
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	4	4
うめ	10	10
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	3	3
ブルーベリー	3	3
クランベリー	3	3
その他のベリー類果実	3	3
ぶどう	10	10
かき	3	3
その他の果実	3	3
ひまわりの種子	2	2
綿実	2	2
なたね	2	2
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.06	0.06
ペカン	0.06	0.06
アーモンド	0.06	0.06
くるみ	0.06	0.06
その他のナッツ類	0.06	0.06
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	50	50
牛の筋肉	0.04	0.04
豚の筋肉	0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04	0.04
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.08	0.08
豚の肝臓	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08	0.08
牛の腎臓	0.08	0.08
豚の腎臓	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08
牛の食用部分	0.08	0.08
豚の食用部分	0.08	0.08

農薬ペンチオピラド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08	0.08
乳	0.04	0.04
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
小麦はい芽		0.2
小麦ふすま		0.2
とうもろこし粉		0.05
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.2
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.5
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		1
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		1

脚注

※○：令和2年6月30日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和3年6月30日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。